

議案第5号

幸手市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例

幸手市入学準備金貸付条例(平成元年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月18日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

民法の一部改正による成年年齢の引下げに伴う所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。